

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び同条第3項第2号中「2種及び3種」を「2種、3種及び4種」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。